

# 嘉麻市地域公共交通網形成計画の 計画期間延長等について

令和4年3月8日  
嘉麻市 地域活性推進課

嘉麻市地域公共交通のマスタープランである「嘉麻市地域公共交通網形成計画」は、令和3年度で計画期間満了となっている。本来であれば本年度、令和4年度からの計画を策定するところであるが、令和2年度に運行の大幅な変更を行い、改変後1年程度しか経過しておらず、当該計画の効果や課題が正確に把握できない状況であるため、現計画を1年間延長することで国に承認を得ている。なお、延長に際し嘉麻市地域公共交通会議において、現計画の実施状況等を整理し、内容の修正を以下のとおり行っている。

## 1. 計画期間

「平成29年度から平成33年度（令和3年度）までの5年間」を平成29年度から令和4年度までの6年間に修正

※計画内全ての期間の修正を行う。

## 2. 目標・アクションプラン

現況の達成状況を鑑み目標の修正及び追加課題の検討・追記

※別紙資料参照

## 3. 巻末資料

委員名簿、計画策定経過の概要、嘉麻市地域公共交通会議設置条例を最新版に更新

※別紙資料参照

# 嘉麻市地域公共交通計画の策定について

計画期間の延長に伴い、現計画である「嘉麻市地域公共交通網形成計画」は令和4年度で計画期間満了となることから、引き続き公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」を令和4年度に策定し、令和5年度からの計画期間として国の認定を受ける予定としている。

なお、当該計画の根拠法である「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が令和2年度改正され、計画の名称が「地域公共交通計画」に改められている。

## 地域公共交通計画の概要



- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。
- 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない（努力義務化）

### 計画のポイント（R2改正）

- ◆ **まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保**
  - ・コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
  - ・観光振興施策との連携 ・地域公共交通施策と福祉施策の一層の連携
- ◆ **地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保**
  - ・公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
  - ・ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上
- ◆ **地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ**
  - ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源を最大限活用
  - ・MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上
- ◆ **住民の協力を含む関係者の連携**
  - ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議
  - ⇒ 地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ

### 地域旅客運送サービス

#### 公共交通機関



- ◆ **利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等を規定** ⇒ **データに基づくPDCAを強化**

### 地域公共交通計画の考え方

まちづくりと連携した  
地域公共交通ネットワークの形成



地域における  
輸送資源の総動員

網形成計画と同様  
今般新たに追加  
メニューの充実やPDCAの強化により、持続可能な旅客運送サービスの提供の確保



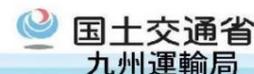
⇒ **国が予算・ノウハウ面を支援、地域の取組を更に促進**

# 嘉麻市地域公共交通計画の策定について

現在、嘉麻市内を運行する乗合バス（西鉄3路線、市バス2路線）に対し、運行経費に対する国庫補助金が交付されている。令和2年度の法改正に伴い、現在は経過措置期間が設けられているが、令和7年度からの補助金活用には、「地域公共交通計画」において、公的負担による確保維持が必要である路線等として計画内で位置付ける必要がある。

この計画は、公共交通のマスタープランであると同時に、公共交通を維持するうえで必要不可欠な国庫補助金の活用にも影響する。

## 地域公共交通活性化再生法の計画制度と補助制度（見直しの方向性）



- ・現行補助制度は法定計画の作成を補助要件としておらず、別途要綱に基づく補助計画を作成しているが、**新制度では乗合バス等への補助を法定計画と連動化**することで、**公的負担による確保維持が真に必要な路線等に対し、効果的・効率的な補助**を実施。
- ・**幹線補助**は、幹線沿線の市町村（単独・複数）が作成する地域公共交通計画、又は都道府県が作成する**広域的な地域公共交通計画**に位置付けることを想定。
- ・**フィーダー補助**は、主に**市町村単位で作成される地域公共交通計画**に位置付けることを想定。
- ・また、これらの計画を作成する際には、**都道府県・市町村のいずれも参加している法定協議会**において協議がなされることが必要。

### 幹線 作成主体：都道府県又は市町村

- ・**幹線を位置付ける**場合、計画の作成主体は以下の3パターンを想定。
  - 幹線沿線の**単独市町村が個々に計画作成**  
（※当該幹線沿線の全ての市町村で計画を作成する必要あり）
  - 幹線沿線の**複数市町村が共同して計画作成**
  - 県全域又はブロックごとの**県による広域での計画作成**
- ・地域の公共交通における幹線の位置づけ等を地域公共交通計画に記載。  
（下記例のように、補助系統毎ではなく概ねの位置づけが示されていればよい。）

<例：鳥取県西部地域（地域公共交通網形成計画）>



西鉄バス3路線

### 支線 作成主体：市町村

- ・**フィーダーを位置づける**場合、**市町村が計画作成**することを想定。
- ・地域の公共交通におけるフィーダーの位置づけ等を地域公共交通計画に記載。  
（フィーダーの位置づけについては、下記例のように、少なくとも路線単位で位置関係がわかるように明示すること。）

<例：八戸市（地域公共交通網形成計画）>



市の地域公共交通における支線の位置づけを明示している

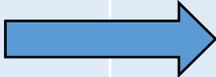
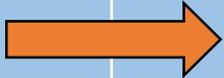
市バス2路線

# 嘉麻市地域公共交通計画の策定スケジュール（予定）

「地域公共交通計画」については、下記のスケジュールにより策定していく予定としている。

なお、「地域公共交通計画」の策定には国庫補助金を活用する予定としており、補助金を活用するには、策定に係る委託業務契約を地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に定める法定協議会（本市では地域公共交通会議）において締結する必要がある。そのため、計画策定に必要な経費を令和4年度当初予算に計上し、嘉麻市から地域公共交通会議へ負担金として交付のうえ、計画策定業務を実施する予定としている。

## ※ 補助率：補助対象事業費の1／2 上限額500万円

項目	R3年度	R4年度											
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
業者選定		 交通関係コンサル業者選定											
計画案策定作業				 現状・課題等の整理、計画案策定								 国への認定申請	
地域公共交通会議		● 協議		● 協議		● 協議				● 協議			● 協議
議会	● 予算議決			● 報告			● 報告			● 報告			● 報告